

## 花巻市情報公開審査会・個人情報保護審査会会議録

### 1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 平成24年6月20日(水) 午後3時～午後4時30分
- (2) 場 所 花巻市役所本庁舎 2階 庁議室

### 2 出席者

- (1) 出席した委員  
岩渕満智子委員、高橋佳代子委員、中辻孝夫委員、西川隆道委員、似内裕司委員
- (2) 欠席した委員  
なし
- (3) 市側出席者  
藤井廣志総務部長、佐藤隆治総務課長、高橋靖同課課長補佐、  
小原賢史同課法規文書係長、安部慎司同課上席主任
- (4) 傍聴者  
0人
- (5) 報道関係  
岩手日日新聞花巻支社1名

### 3 議題(報告事項)

- (1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の利用状況について
- (2) その他

### 4 議事の概要

委嘱状交付

- (1) 開会 総務課長
- (2) あいさつ

藤井総務部長(要旨は次のとおり)

花巻市情報公開審査会委員及び花巻市個人情報保護審査会委員をお願いしたところである。任期2年間よろしくお願ひします。平成23年度においては不服申立ては無く、諮問事項は無いが、情報公開の請求件数は121件となっており、多くは工事設計書の請求である。一方、個人情報保護の請求件数は1件であり、近年は1件ないし2、3件で推移している。今後の時代の流れとして、権利意識の高まりにより訴訟、不服申立てが増えてくることも予測されるが、皆様の識見を発揮していただき、円滑な会となるようよろしくお願ひしたい。

- (3) 会長及び会長職務代理者選出 藤井総務部長が進行  
会長は、委員の互選により中辻孝夫委員に、会長職務代理者は、会長の指名により

西川隆道委員にそれぞれ決定した。

(4) 会長あいさつ

中社会長（要旨は次のとおり）

審査会は不服申立てがあった場合、意見を取りまとめ答申することになり、慎重に審議しなければならない。本日は、平成23年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の利用状況を報告していただく。委員の皆様には意見等を述べていただきたい。

(5) 報告 議長（中社会長）が進行

①平成23年度情報公開制度の利用状況について

事務局（総務課長補佐）から参考資料により情報公開審査会の役割を説明した後、資料No.1により説明を行った。

主な質疑の内容は、次のとおり。

（中社会長）

工事設計書は入札が終わってからの請求か。何のために請求するのか。

（事務局）

入札後の請求である。おそらく、道路や下水道など類似の工事があるため、次の入札に向けて参考にしていると思われる。

（中社会長）

誰でも請求できる制度だが、県内外の請求状況は。

（事務局）

平成23年度は県内からの請求は109件。うち市内からの請求が99件である。

（中社会長）

本来、情報公開制度は市民のための制度であるが、業者のための制度になっている。

（中社会長）

教育委員会への請求内容は。

（事務局）

中学校教科用図書採択に係る資料、保育料関係の資料の請求となっている。

（総務部長）

教育委員会の契約工事設計書の請求もある。

（岩淵委員）

平成24年度の請求件数は25件とのことだが、工事設計書の請求が多いのか。

（事務局）

ほとんどが、工事設計書の請求である。

（西川委員）

工事設計書の請求は、他市もこのような状況か。

（事務局）

県内各市においては、情報公開制度により工事設計書の請求を受け付けているが、規模の大きな市では、情報公開制度によらない方法で対応している所も出ている。

（事務局）

工事設計書については、情報提供制度を設けている所、あるいは情報公開条例の適用除外として別に条例を設けている所もある。

(似内委員)

95件の請求に対し、決定は部分開示となっているが、非開示部分とは。

(事務局)

単価を非開示としている。

(総務課長)

刊行物掲載単価、見積単価について非開示となっている。

(似内委員)

資材単価表の請求があるが、資材単価表とは。

(事務局)

内訳のNo.5、市独自の資材単価表に請求があったが、決定内容は不存在であった。

(高橋委員)

なぜ、平成23年度から工事設計書の請求が増えているのか。

(総務課長)

平成23年度の入札から最低制限価格制度を導入した。事業者には積算技術が求められることから調査研究のために請求しているものと思われる。

## ②平成23年度個人情報保護制度の利用状況について

事務局(総務課長補佐)から参考資料により個人情報保護審査会の役割を説明した後、資料No.2により説明を行った。

主な質疑の内容は、次のとおり。

(似内委員)

審査会において審議する際に、委員には個人情報提供されるのか。

(事務局)

審査会に審議いただく場合、委員の皆様には個人情報を提供する。審査会は非公開となり、委員の皆様には守秘義務が生じる。

(中辻会長)

請求は、生活保護関係が多いのか。

(事務局)

過去には、遺産相続の関係で2件の請求があった。

(岩淵委員)

施設入所に係る記録の請求は、これから多くなってくるのではないかと。

(事務局)

この制度においては、あくまでも市の業務に係るものについて請求を受け付ける。法人の施設となると個人情報保護法が適用され、法人においては独自に公開手順を持っており、それに基づいて対応することになる。

(似内委員)

請求理由は必要ないのか。

(事務局)

自身の個人情報の請求であり、請求理由は問わない。

③その他

参考資料により事務局（総務課長補佐）から個人情報保護の過剰反応について説明を行った。委員からは、自身の身近な所で感じる個人情報保護の過剰反応について紹介があった。

(6) 閉会 総務課長